

漁業経営基盤強化金融支援事業実施要綱

平成28年3月29日27水漁第1888号
農林水産事務次官依命通知
最終改正：平成30年2月27日29水漁第1392号

第1 趣旨

本事業は、水産資源状況の悪化、魚価の低迷、国際環境の変化等、我が国漁業をめぐる厳しい状況の中、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項に規定する改善計画の認定を受けた者（以下「認定漁業者」という。）及び自然災害等の影響を受けた漁業者等が借り入れる（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）が融資する資金及び漁業近代化資金について利子助成を行い、漁業者等の施設整備や災害復旧等に係る負担を軽減することにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、公益財団法人農林水産長期金融協会（以下「協会」という。）とする。

第3 事業の内容

1 事業対象者

本事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 認定漁業者
- (2) 漁業を営む個人又は法人であって、その事業用資産について、暴風雨・豪雪等自然災害の被害を受けたことにより、災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた者
- (3) 漁業を営む個人又は法人であって、その責めに帰すことのできない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その漁業経営を継続するために資金を必要とし、かつ、当該影響について影響内容の証明を市町村長等から受けた者（別表1に掲げるものに限る。）
- (4) 共同利用施設を保有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、当該施設について平成28年熊本地震の被害を受けたことにより、災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた者
- (5) さけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針（平成27年12月15日付け27水管第1735号農林水産事務次官依命通知）に基づく再編整備の対象となる漁業者の住所をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会

2 融資機関

本事業の融資機関は、公庫、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央

金庫とする。

3 対象資金

本事業の対象資金は、別表2に掲げるものとする。

4 利子助成の上限額

本事業による利子助成の対象となる上限額は、借り入れた資金ごとに、別表3の事業対象者の欄及び資金の種類欄に掲げる区分に応じ、上限額の欄に掲げる額とする。ただし、漁船の取得に必要な資金として2億円を超えて融資を受ける場合においては、事業対象者が当該上限額を2億円以下に設定することも可能とする。

5 利子助成期間

本事業による利子助成の対象となる期間は、別表3の利子助成期間の欄に掲げる期間とする。ただし、4のただし書に規定する場合においては、上限額が2億円以下の場合の利子助成期間を適用するものとする。

6 利子助成率

本事業の利子助成率は、最大2%とし、国の予算の範囲内で利子助成金を交付することとする。

第4 利子助成金の交付手続

1 協会は、本事業を実施するに当たり、利子助成金の交付に係る事務手続等に関する規程（以下「交付規程」という。）を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。

2 利子助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、本事業の対象資金の借入申込みを行うに際し、交付規程の定めるところにより、融資機関に対して利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。

3 融資機関は、2の委任状に基づき、交付規程の定めるところにより、協会に対し、貸付けの決定後速やかに利子助成金の交付申請書及び貸付けの決定の内容を記載した書類を提出するものとする。

4 協会は、3により提出された書類を審査し、当該貸付けがこの要綱及び交付規程に規定する要件を全て満たし、本事業による利子助成の対象とすることが適当であると認めるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付の決定の通知を交付希望者及び融資機関に対して行うものとする。

5 融資機関は、貸付けを実行したときは、交付規程の定めるところにより、協会に対し速やかにその内容を記載した書類を提出するものとする。

6 融資機関は、4により利子助成金の交付の決定の通知を受けた交付希望者（以下「交付対象者」という。）の利払期に応じ、交付規程の定めるところにより、

協会に対し利子助成金の交付を申請するものとする。

- 7 協会は、6の申請を受けたときは、交付規程の定めるところにより利子助成金を交付するものとする。
- 8 融資機関は、7により利子助成金の交付を受けたときは、代理受領をして交付対象者の当該貸付けに係る利子に充当するものとする。

第5 利子助成金の交付の停止及び返還

- 1 協会は、交付対象者に正当な理由がなく次に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、改善の見込みがないと認められる場合には、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について、交付対象者から返還させることができるものとする。
 - (1) 利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
 - (2) 融資機関が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき。
 - (3) 交付対象者が融資機関に対し利息の支払の期限到来後1年を経過してなお利息の支払をしなかったとき。
 - (4) 交付対象者が認定漁業者である場合には、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号）第3条第3項の規定により改善計画の認定を取り消されたとき又は漁業経営の改善に関する指針（平成14年6月26日農林水産省告示第1205号）の3に定める目標値を達成できなかった場合において、新たな改善計画の認定を得られなかったとき。
 - (5) その他水産庁長官の承認を受けて協会が別に定める事由が生じたとき。
- 2 1の利子助成金の返還は、協会が交付対象者にした利子助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日を経過した日までの間に行わなければならない。
- 3 協会が交付対象者に対し1の命令をしたときは、協会は、その返還すべき利子助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 協会は、1の規定により交付対象者に利子助成金の返還をさせた場合は、当該利子助成金及び当該利子助成金に係る遅延金を国庫に返還するものとする。

第6 指導監督

水産庁長官は、協会及び融資機関に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は必要な指導監督を行うことができるものとする。

第7 報告等

- 1 協会は、本事業が完了するまで毎年度、別記様式第1号により当該年度の利子助成金交付計画書を作成し、当該年度開始前に水産庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 協会は、1の交付計画を変更しようとする場合には、別記様式第2号による交付計画変更承認申請書を水産庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- 3 協会は、本事業が完了するまで、毎年度、別記様式第3号により当該年度の利子助成金交付事業実績報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に水産庁長官に提出するものとする。
- 4 協会は、本事業の遂行が困難になった場合には、その理由及び本事業の遂行状況を記載した書類を水産庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

第8 経理の区分

協会は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

第9 国の補助等

国は、予算の範囲内において、協会に対し、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 平成28年度における利子助成金交付計画書については、第7の1の規定にかかわらず、この通知の施行後30日以内に提出するものとする。

(中略)

附 則 (平成30年2月27日水漁第1392号)

この通知は、平成30年2月27日から施行する。

(別記様式省略)